

新型コロナウイルス感染症で 影響を受けた農業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者の方について、農業保険（収入保険・農業共済）の保険料等の支払い期限を延長します。

払込期限延長のお申し出は、払込通知書記載の払込期限日前までをお願いします。

【対象】 新型コロナウイルス感染症の影響により、収入保険の保険料等や農業共済の共済掛金・賦課金の支払が困難であることの申し出をお近くの農業共済組合地域センターまで行っていただいた農業者の方。

【内容】

1 収入保険

保険期間を開始する日から起算し11か月を経過する日を
限度に延長

2 農業共済

① 農作物共済、畑作物共済、果樹共済

各農業共済事業の品目ごとに、収穫期の1か月前までを
限度に、最長令和2年9月30日まで延長

② 家畜共済、園芸施設共済、建物共済、農機具共済

令和2年9月30日まで延長

延長する払込期限は、収入保険、共済事業ごとに異なります。詳細はお近くの地域センター相談窓口にお問い合わせください。

岩手県農業共済組合 本所	TEL 019-601-7491	FAX 019-601-7690
盛岡地域センター	TEL 019-659-3905	FAX 019-659-3908
中部地域センター	TEL 0198-23-5201	FAX 0198-24-8992
胆江地域センター	TEL 0197-25-6631	FAX 0197-22-3256
磐井地域センター	TEL 0191-23-3072	FAX 0191-21-2909
東南部地域センター	TEL 0198-62-2556	FAX 0198-62-0216
宮古地域センター	TEL 0193-67-2231	FAX 0193-67-2219
北部地域センター	TEL 0195-41-1101	FAX 0195-41-1102